

番号：140004

国名：ケニア

担当：人間開発部保健第一課

案件名：コミュニティヘルス戦略強化プロジェクト終了時評価調査（評価分析）

1. 担当業務、格付等

- (1) 担当業務：評価分析
- (2) 格付：3号～4号
- (3) 業務の種類：調査団参団

2. 契約予定期間等

- (1) 全体期間：2014年4月下旬から2014年6月中旬まで
- (2) 業務M/M：国内 0.50M/M、現地 0.73M/M、合計 1.23M/M
- (3) 業務日数：

準備期間	現地業務期間	整理期間
5日	22日	5日

3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

- (1) 簡易プロポーザル提出部数：1部
- (2) 見積書提出部数：1部
- (3) 提出期限：4月2日(12時まで)
- (4) 提出方法：専用アドレス (e-propo@jica.go.jp) への電子データの提出又は
郵送(〒102-8012 東京都千代田区二番町5番地25二番町センタービル)
(いずれも提出期限時刻必着)

※2014年2月26日以降の業務実施契約(単独型)公示案件(再公示含む)より、電子媒体による簡易プロポーザルの提出を本格導入しています。

提出方法等詳細についてはJICAホームページ(ホーム>JICAについて>調達情報>お知らせ>「コンサルタント等契約における業務実施契約(単独型)簡易プロポーザルの電子提出本格導入について」(http://www.jica.go.jp/announce/information/20140204_02.html))をご覧ください。なお、JICA本部1階調達部受付での受領は廃止しておりますので、ご持参いただいても受領致しかねます。ご留意ください。

4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

- (1) 業務の実施方針等：

①業務実施の基本方針	8点
②業務実施上のバックアップ体制等	2点
 - (2) 業務従事予定者の経験能力等：

①類似業務の経験	45点
②対象国又は同類似地域での業務経験	9点
③語学力	18点
④その他学位、資格等	18点
- (計100点)

類似業務	各種評価調査
対象国/類似地域	ケニア/全途上国
語学の種類	英語

5. 条件等

- (1) 参加資格のない社等：

本調査の対象である技術協力プロジェクトにおいて専門家業務に携わった法人及び個人は本件への参加を認めない。

(2) 必要予防接種：

黄熱流行国であり、日本からの入時にイエローカード提示は義務付けられていないが、赴任前の予防接種を強く奨励します。

6. 業務の背景

ケニア国は2000年のミレニアム開発目標（MDGs）において、2015年までに妊産婦死亡率を147（対10万）、5歳未満児死亡率を33（対1,000出生）、乳児死亡率を25（同左）以下にするという目標を設定しているが、2008/2009年の調査で妊産婦死亡率は488、5歳未満児死亡率は74、乳児死亡率は52と依然高く（DHS2009）、MDGsの達成が危ぶまれている。

このような状況のもと、ケニア政府は2005年に第二次国家保健セクター戦略計画（National Health Sector Strategic Plan: NHSSP II 2005-2012）において、「全ての国民に対しアクセス可能で平等かつ安価で質の高い保健サービスの提供を通して、包括的に国民の健康改善を図る」ことを掲げた。その中で、保健サービスの提供されるレベルとして、最も基礎的なサービスを提供するコミュニティ（レベル1）から最も高度な技術が必要とされる第3次（国家レベル）病院（レベル6）に至る6段階に分け、各レベルで提供されるべきサービスを規定している。

2006年に発表されたコミュニティヘルス戦略（Community Health Strategy: CHS）では、コミュニティ（レベル1）において、人々の能力を強化することにより個々の健康を住民自身の問題として捉え、解決のための自助努力を促進するボトムアップの政策を重視している。また、地方分権による効果的なコミュニティヘルスサービスの制度構築、コミュニティヘルスワーカー（Community Health Worker: CHW）、コミュニティヘルス普及指導員（Community Health Extension Worker: CHEW、CHWを監督指導・支援する看護師や公衆衛生師などの専門職であり、保健施設で勤務しているもの）を含めた保健人材の能力強化、予防接種、安全な産前産後ケア、栄養改善といった保健サービス利用に対する人々の行動変容、及びコミュニティと保健医療施設との連携強化を目指している。

しかしながら、CHSは今なお全国展開の途上にあり、CHSを実施するためのコミュニティユニット（人口5,000人を単位とするCHWの選定・配置、コミュニティヘルス委員会の組織化等が完了している。）の数は、2009年6月の時点では1,362ユニットと目標値（4,204ユニット）の3割程度であり、設立されていても機能していないユニットも少なくない。また、CHSを実施するための各種ガイドライン、モニタリング・評価（M&E）システム、保健情報システムといったツールにも改善すべき点は多く、保健省による政策レベルでの対応が強く求められている。

このような状況を踏まえて、保健省はCHS強化に係る支援として「コミュニティヘルス戦略強化プロジェクト」（以下、本プロジェクト）の実施を我が国に要請した。これを受けてJICAは、2011年10月より3年間の計画で本プロジェクトを実施している。

今回実施する終了時評価調査は、2014年9月のプロジェクト終了を控え、プロジェクト活動の実績、成果を評価、確認するとともに、今後のプロジェクト活動に対する提言及び今後の類似事業の実施にあたっての教訓を導くことを目的とする。

7. 業務の内容

本業務従事者は、「新JICA事業評価ガイドライン第1版」に沿って、プロジェクトの協力について当初計画と活動実績、計画達成状況、評価5項目を確認するために、必要なデータ、情報を収集、整理し、分析する。

具体的担当事項は次のとおりとする。

(1) 国内準備期間（2014年4月下旬）

- ①既存の文献、報告書等（事業進捗報告書、業務完了報告書、調整委員会議事録、専門家報告書、活動実績資料等）をレビューし、プロジェクトの実績（投入、活動、アウトプット、プロジェクト目標達成度等）、実施プロセスを整理、分析する。
- ②既存のPDMに基づき、プロジェクトの実績、実施プロセス及び評価5項目ごとの調査項目とデータ収集方法、調査方法を検討し、監督職員とも協議の上、評価グリッド（案）（和文・英文）を作成する。また、現地で入手、検証すべき情報を整理する。
- ③評価グリッド（案）に基づき、プロジェクト関係者（プロジェクト専門家、保健省コミュ

ニティヘルスユニットおよび保健省内関係者、オペレーションズリサーチを実施中の地方保健行政担当者、ケニア側関係機関、USAID、UNICEF 等の他ドナー等）に対する質問票（英文）を作成する。

④対処方針会議等に参加する。

(2) 現地派遣期間（2014年4月下旬～5月中旬）

①JICA ケニア事務所等との打合せに参加する。

②プロジェクト関係者に対して、「新 JICA 事業評価ガイドライン第 1 版」に基づいた評価手法について説明を行う。

③ケニア側 C/P（保健省コミュニティヘルスユニット）と協議した評価グリッドに基づき、事前に配布した質問票を回収、整理するとともにプロジェクト関係者に対するヒアリング等を行い、プロジェクト実績（投入、活動、アウトプット、プロジェクト目標達成度等）、実施プロセス等に関する情報、データの収集、整理を行う。

④ケニア側 C/P、コミュニティヘルス分野の技術作業部会（Technical Working Group）メンバーを対象に本プロジェクトの成果を確認するためのワークショップを開催し、ファシリテーター役を務める。

⑤質問票、ヒアリング、ワークショップにより収集した情報、データを分析し、プロジェクト実績の貢献、阻害要因を抽出する。

⑥国内準備並びに上記②～④で得られた結果をもとに、他の調査団員及びケニア側 C/P 等とともに評価 5 項目の観点から評価を行い、評価報告書（案）（英文）の取りまとめを行う。

⑦調査結果や他団員及びケニア側 C/P 等からのコメント等を踏まえた上で、PDM 及び PO の修正案（和文・英文）の取りまとめに協力する。

⑧評価報告書（案）に関する協議に参加し、協議を踏まえて同案を修正し、最終版を作成する。

⑨協議議事録（M/M）（英文）の作成に協力する。

⑩現地調査結果を JICA ケニア事務所等へ報告する。

(3) 帰国後整理期間（2014年5月中旬～5月下旬）

①評価調査結果要約表（案）（和文・英文）を作成する。

②帰国報告会に出席する。

③終了時評価調査報告書（和文）について、担当分野のドラフトを作成する。

8. 成果品等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。

なお、本契約における成果品は（1）～（3）のすべてとする。

（1）評価報告書（英文）

（2）担当分野に係る終了時評価調査報告書（案）（和文）

（3）評価調査結果要約表（案）（和文・英文）

上記（1）～（3）については、電子データをもって提出することとする。

9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、「JICA コンサルタント等契約見積書作成ガイドライン」(<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>) を参照願います。

留意点は以下のとおり。

（1）航空賃及び日当・宿泊料等

航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含みます（見積を計上して下さい）。

航空経路は、成田⇄ドーハ/ドバイ⇄ナイロビを標準とします。

（2）直接人件費月額単価

直接人件費月額単価については、平成26年度単価を上限とします。

(<http://www.jica.go.jp/announce/information/20140212.html>)

10. 特記事項

(1) 業務日程／執務環境

①現地業務日程

本業務従事者の現地調査期間は2014年4月27日～2014年5月18日を予定しています。
本業務従事者は、JICAの調査団員に1週間先行して現地調査の開始を予定しています。

②現地での業務体制

本業務に係る調査団構成は、以下のとおりです。

- ア) 総括 (JICA)
- イ) 協力企画 (JICA)
- ウ) 評価分析 (コンサルタント)

③便宜供与内容

JICAケニア事務所及びプロジェクトチームによる便宜供与事項は以下のとおりです。

- ア) 空港送迎
あり
- イ) 宿舎手配
あり
- ウ) 車両借上げ
全行程に対する移動車両の提供 (JICA職員等の調査期間については、職員等と同乗することとなります。)
- エ) 通訳備上
なし
- オ) 現地日程のアレンジ
現地ヒアリング調査のスケジュールアレンジ及び長期専門家及びC/Pの同行
- カ) 執務スペースの提供
プロジェクトオフィス内の執務スペース提供 (ネット環境完備)

(2) 参考資料

- ①本業務に関する以下の資料をJICA人間開発部保健第一課 (TEL:03-5226-8363) にて配布します。
 - ・第1年次、第2年次業務完了報告書 (合同調整委員会ミニッツ)
 - ・内部中間レビュー調査報告書
 - ・PDM (最新版)
- ②本業務に関する以下の資料がJICA図書館のウェブサイト (<http://libopac.jica.go.jp/>) で公開されています。
 - ・ケニア国 コミュニティヘルス戦略強化プロジェクト詳細計画策定調査及び実施協議報告書

(3) その他

業務実施契約 (単独型) については、単独 (1名) の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。

以上